

パブリックコメントによる意見と市の考え方及び対応

1 施設配置に関すること

	提出意見	市の考え方	対応
(1)	ペーロンなどイベント等の臨時駐車場となることを考慮して、立体駐車場にすべき。	限られた敷地内での駐車場の配置になりますが、敷地西側に計画している商業施設用地の駐車場の共用化なども考え、平面駐車場として、普段の活用において過不足がなく、また、多数の来場にも対応できる駐車区画を確保します。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(2)	避難場所になる可能性があるのに、海のそばに建設することが理解できない。 汐見台のスポーツセンターの前が最高の立地だと思う。	建設用地の選定理由については基本計画のとおりですが、災害リスクに対しては、地震対策、浸水対策により施設の安全性確保を図ります。また、避難場所としては、災害発生後に自宅生活ができなくなった方のための二次的な避難所としての活用を考えています。 駅北西部の総合運動場の南の空地は、敷地としては狭小であり、また、都市計画法で指定される用途地域（第一種中高層住居専用地域）により、ホール施設は建築規制対象となっています。	基本計画に基づく対応とします。
(3)	配置ゾーニングにおいて、「デッキ前面の駐車場は、広場として活用できる仕様とします」とありますが、そのデッキ前面の駐車場の一部を、遊技施設のある公園として整備してください。	限られた敷地での事業運営上の制約や安全面の問題もあり、常設の遊技施設を備えた公園設置は困難と考えます。	基本設計(案)に基づく対応とします。

2 ホール空間に関すること

	提出意見	市の考え方	対応
(1)	ホールのキャパシティーは最低1,000人くらいにしないと、アーティストが来ないのではないかな。	収益性を考えた場合、更に規模の大きい、2,000席程度のホールが必要と思われますが、新ホールは、演技・演奏など表現活動においても鑑賞においても、市民が中心となるホールを目指します。	基本計画及び基本設計(案)に基づく対応とします。
(2)	客席数は700席(地方での常識的な入場料計算のベース)を堅持し、開催規模に合わせて仕切り幕を下ろす構造に。	旧大ホール以上に積極的、継続的にホールを利用していただくことによる人づくりや地域の活性化を見据え、建設経費や施設の全体規模などによる制約もある中で、基本計画に基づき、基本設計(案)でも600席程度のホールとしています。	
(3)	ホールのスピーカーにつき、ステージ後方にも設置し、ステージ上の音響効果も考えていただきたい。	ホールのスピーカー設置については、多目的用途のホールであることを前提に、固定型、移動型などにより、催事に応じた汎用的な利用ができるようにし、舞台上で話者や演者が話しやすく演じやすい音響的な環境を整えることとします。	実施設計により詳細決定を行います。
(4)	使いやすい配置である。 音響反射板は可動式で、催しにより拡張などできるように設計いただきたい。	音響反射板は全て移動式とします。使用時のステージの広さは、60人程度の中規模編成のオーケストラの演奏を想定します。	実施設計により詳細決定を行います。
(5)	ホール室内に関して、 ア 入口ドアは二重にする。 イ 座席は自動的にはね上がるものは不可(経費節減) ウ 空調は、室内の温度差を最小限とする。 エ 舞台はできる限り広くとる。 オ ピアノなどの格納スペースを確保する。	ホールは、音響、設備の専門コンサルタントにより、舞台上においては使い勝手が良く、客席においては快適に演目を鑑賞、聴講できるように、設備や空間構成を総合的に検討します。	実施設計により詳細決定を行います。

(6)	ホール入口付近で、チケット受け取りや案内書を渡す場所、開場前に並べる場所などは確保しているか。	1階入口付近のスペースで対応は可能と考えています。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(7)	客席のナンバリングが必要	座席指定による公演などで必要と考えています。	対応予定
(8)	内壁は来場者を魅惑的な雰囲気包む色、例えば、日本の伝統色である桜色、女郎花(おみなえし)色などにする。	ホールを含む施設内の詳細な仕様は、今後の実施設計での検討事項となります。色彩はホールで快適に過ごしていただくための配慮として必要な要素と思われます。壁材やデザインなどと併せて総合的に検討します。	実施設計の検討事項とします。
(9)	プロの興行団体招聘のための設備の対応が必要。例えば、大阪の喜劇公演は、相生の地の利から西播磨各地からも毎年、定番興行として人を集めることが可能になる。	新たなホールの設備は、プロの利用にも対応できる汎用性のあるものとします。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(10)	楽屋が3部屋のところ、小さくても部屋数が多いほうが使い勝手が良く、4部屋にしたい。	3室で不足する場合は、2階の会議室や練習室、また多目的室も楽屋の代用としていただくことを前提に配置を考えています。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(11)	大ホールでは講演会の聞き取りやすさも重要。スピーチが明瞭に聞こえるようにスピーカーなどの音響調整をしっかりとする必要があります。	音響コンサルタントによる適切な音響確保を行います。	実施設計により詳細決定を行います。
(12)	照明機器は、照明設備を設置するスペースが不要となるDMX対応とし、音響機器も音響調整室を広く使うことができるネットワーク対応とする。	設備等に関する詳細な仕様は、実施設計で検討します。	実施設計により詳細決定を行います。
(13)	ネットワーク化で集中監視や設定が簡単になるような設備の選択。パソコンで設定できれば少人数でも運用しやすくなる。		

3 会議室、多目的室等の空間に関すること

	提出意見	市の考え方	対応
(1)	1階の空間構成に関し、ホワイエ(ロビー)を広くするために、次の修正が行えないか。 ア ホワイエ西側のカーテンウォール(壁面)を柱の外側の面に合わせる。 イ エントランス(入口)から入る風除室とホワイエの間の空間をホワイエの空間として取り込む。	ア 内部空間の構成については、実施設計で詳細を検討します。 イ 設計上の意匠もありますが、基本的に面積を増やすことは困難と考えています。	実施設計の検討事項とします。
(2)	会議室か多目的室のどこかをカーペット敷きの部屋にして、小さな子どもが遊べる空間として常時開放していただけないか。	常時の開放ではありませんが、催し物がある時などに、会議室などで託児ができるような対応を検討する必要があると考えています。	今後の検討事項とします。
(3)	多目的室の舞台は高くし、照明なども充実していただきたい。	多目的室は、設備面においてホールとしての機能を備えるものではありません。また、舞台は可動式のものを計画しており、高さのあるものとはなりません。その他の設備も含め、仕様は、今後の検討となります。	実施設計の検討事項とします。
(4)	2階練習室横の倉庫へは配線が通せる穴を。練習室用の倉庫にマイクなどの配線が通せると、練習室と組み合わせて録音スタジオのような運用もできるようになります。	練習室横の倉庫は、隣接する会議室への音響の緩衝帯としての役割も想定しており、録音スタジオとしての運用は困難と考えます。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(5)	各会議室にも音響(常設スピーカー)、照明(調光可能なLED)、プロジェクタを設置することで、講演会や学習会がやりやすくなり、用途も広がると思う。	設備に関する詳細な仕様は、実施設計で検討します。	実施設計の検討事項とします。
(6)	練習室の内装は、防音、吸音、耐久性、メンテナンスのやりやすいものを。		

(7)	多目的室の音響に関して、 ア 多目的室を分割利用した時も各部屋で音響設備が利用できるようにする。 イ 多目的室は奥行きが長く、天井が低いので、後ろの席でも聞き取りやすい音響設備の配置に。 ウ スピーカーは壁取り付けの小型かスリムな形状の指向性制御されたものを。 エ 安全性を考えて、スピーカースタンドの使用は避ける。小型スピーカーの場合、スピーカースタンドを使用すると転倒の可能性があるので、スピーカーは常設設置とする。	設備に関する詳細な仕様は、実施設計で検討します。	実施設計の検討事項とします。
-----	---	---------------------------------	-----------------------

4 その他

	提出意見	市の考え方	対応
(1)	津波想定は、最低 5 m 程度は考慮に入れるべき。	国が示している津波高は、現在考える最大級の M 9. 0 の地震が起きた場合の想定で 3. 0 m となっています。それに対し、埋立地周辺の防潮堤は 3. 5 m の高さとなっています。	基本設計(案)に基づく対応と実施設計による詳細決定を行います。
(2)	建物出入口から敷地外までの避難経路は、地盤改良、杭打設、その他液状化対策を行ってください。		また、管理運営での適切な対応を行います。
(3)	津波地震の際の避難経路、避難場所の設定及び係員の誘導訓練実施が必要。	屋外の液状化対策については、地質調査の結果に基づき必要な対策を検討します。また、非常時の動線確保とともに、開館後は、適切な避難誘導のための対応に努めます。	
(4)	避難施設としての利用に関する内容は。	基本計画のとおりですが、災害発生後に周辺地域の自宅生活が困難となった方々を一時的に収容することを想定しています。 第二次避難所として指定する予定はありませんが、その補完的役割を果たすものとしします。	基本計画に基づく対応とします。
(5)	建物は、年月を経ても古びないデザイン(古風建築)が良い。	外観は、イメージパースに基づきながら、周辺景観にもなじむようなデザインとします。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(6)	建物本来の利用形態、規模、仕様について提言できる機会はないか。	建物規模に関しては、市民会議やワークショップでお聴きした、ご意見も反映しながら作成した基本設計(案)の平面図でお示ししております。 建物や設備に関する仕様については、想定する利用者、利用形態などを基に、既にワークショップ等もお聴きしているご意見も参考にしながら、実施設計を進めます。 なお、市のホームページ等からメール、郵送で、また直接、担当窓口へご意見を提出いただくことも可能です。	実施設計時の対応とします。

(7)	現市民会館大ホールの緞帳に関して、 ア ホワイエのタペストリーとして残せないか。 イ 絵柄の部分だけトリミングし、新規緞帳に利用してはどうか。	既存の緞帳の活用方法については検討中です。	検討中
(8)	一般の人から文化会館の名前を公募したらどうか。	正式名称のほかに施設の愛称名は、まずネーミングライツ(施設名の命名権)によるスポンサー募集を行う予定です。	基本計画に基づく対応とします。
(9)	財政負担の大きい箱ものである文化会館という社会資本の回転率をいかに上げるかが、デザイン決定の根底になければならない。西播磨地域に存在する同じような施設をただスケールダウンしたものでは無駄である。特徴のある施設「コンパクトで、汎用性のある魅力的なホール」にしなければならない。相生市の文化協会会員の活動は、非常に水準の高い集団が多く、入場料も取れる施設にしなければならない。相生市は西播磨の中でも、地政学的に最も優位な立場にあり、これを活用しない手はない	音響、舞台機能など、専門コンサルタントの設計により高水準の利用に対応できるホールとします。 市内外の、これまでホールの利用をされていなかった団体等にもご利用いただき、また、従来から利用いただいている団体等にも、より活発な文化芸術活動を展開していただけるものと考えています。	基本設計(案)に基づく対応とします。
(10)	相生地区以外や市外の人たちが来場した時に、ついでに相生地区の町並みも楽しんで帰ろうという気持ちにさせるまちづくりが必要	ホール施設建設の効果としての地域の活性化、賑わいのあり方については、地域の方々のご理解をいただきながら検討を進める必要があると考えます。	まちづくりにかかる検討課題とします。
(11)	電波障害、騒音その他の影響を抑制する対策についても、基本設計の中に取り入れてください。	実施設計と併せて、調査、対策検討を行うこととします。	今後の取り組み課題とします。

(12)	ホールのトイレに関して、 ア 洋式便器とする。 イ 便座温め機能は不要 ウ 男性用の小便器は足元ができる限り便器を挟みこめる形状のものとする。 エ 手洗い用の水道の蛇口は自動ではなく、手動で十分（初期費用、メンテナンスの考慮） オ 石鹼水、風力による手乾かし器は不要（経費節減） カ 男性用の大便器はできるだけ少なく、その分女性用便器数を増やすこと。 キ 化粧室等のスペースは不要	トイレ設備については、ホールで過ごす時間を快適なものとしていただくための過不足のない対応を考えることとします。 便器数は、法令基準や検証事例、経験事例などを参考に想定しています。	基本設計(案)に基づきながら、詳細は実施設計で決定します。
(13)	かつての港の記憶を後世に遺すため、敷地内と建物内に、相生地区と相生港の歴史・文化を示す古写真、古地図、説明板などを設けてください。 埋め立て工事の時に外された石灯籠、石畳、石積護岸、もやい綱を掛ける石杭その他の歴史的残物が残っていれば、敷地内に記念物として再設置してください。	会館運営上のアイデアとして、今後の検討事項とします。 会館内には展示機能を確保しますが、展示品の内容、展示方法、展示期間等、その運営については、今後の検討課題となります。	今後の検討事項とします。
(14)	相生市在住、出身の美術作家の方々の作品を何らかの方法で展示できないでしょうか。		
(15)	会館建設に関する公表資料は、引き続き市役所内公文書公開コーナー等各所で閲覧できるようにしてください。併せて、広報紙、ホームページその他により、更新された情報を公開してください。 今後も、計画の進行に市民・関係者からの意見を募集し、市民参加ができるようにしてください。	従来どおり、資料の閲覧ができるようにします。 今後の計画進行の中でも、管理運営、実施事業などの事項に即した検討組織を立ち上げるなど、適宜、市民参加による意見集約に努めます。	今後の取り組み事項とします。

(16)	ホワイエ前の駐車スペース側に、ホワイエへの衝突防止策が必要。	敷地内の車、歩行者の動線等につき詳細な検討を行い、安全確保を行います。	実施設計の検討事項とします
(17)	メインエントランス付近の視界確保等による自動車の対人事故防止策が必要。		